「高品質抹茶摂取による機能性の医学的評価」

業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

　本要領は、京都府が実施する「高品質抹茶摂取による機能性の医学的評価」の業務を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めたものである。

１　委託業務概要

（１）事業の趣旨

京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所では、宇治茶の需要拡大に向け、高品質宇治抹茶が持つ健康機能性について研究を行っている。これまで、当所では高品質てん茶（抹茶の原料）にはアンチエイジング（動脈硬化改善等）が期待される「ポリアミン」、脳機能に対する機能性が期待される「テアニン」、血管拡張作用や疲労回復等が期待される「アルギニン」が多く含まれることを明らかにした。高品質抹茶を継続摂取することで、これらの成分による機能性が期待できるが、その証明には医学的見地からの評価が不可欠となる。

そこで、高品質抹茶の継続摂取による機能性を医学的に証明することで、高品質宇治茶の優位性を確立し、ブランド力の一層の強化を図る。

（２）業務名

高品質抹茶摂取による機能性の医学的評価

（３）業務内容等

下記表の研究課題のうち、いずれか１つに関する研究を行う

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課題番号 | 課　題　名 | 採択予定提案数※ |
| 研究課題① | 高品質抹茶摂取による動脈硬化予防に関わる  機能性の医学的評価 | ２提案 |
| 研究課題② | 高品質抹茶摂取による脳機能改善に関わる  機能性の医学的評価 | １提案 |
| 研究課題③ | 高品質抹茶摂取による美容効果に関わる  機能性の医学的評価 | ２提案 |

　　※原則5提案を採択することとし、予算の範囲内において最大8提案まで採択する。

　　　（公募要領７（３）イ参照）

（４）契約期間

　　　契約日（令和元年８月上旬予定）～令和２年２月２８日まで

　　　　ただし、本研究事業は、令和元年度から令和３年度の３年計画であり、上記研究課題①～③の各試験において、１年目の成果に基づき、２年目以降にヒト試験による機能性評価等を予定している。このため、１年目に有益な結果を得られた委託者と２年目以降に単独随意契約を締結することがある。

　　　　なお、令和元年度の契約により翌年度以降の契約が保証されるものではなく、予算の確保の状況等により、当初の計画よりも減額、又は事業を打ち切る場合がある。

２　委託料

（１）委託料上限額

研究課題①～③いずれも１提案あたり3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（２）支払条件

ア　前金払　有

イ　部分払　無

（３）委託料の対象となる経費

ア　直接経費

直接経費とは、研究に直接従事した人の人件費並びに研究に必要な物品、データ及びソフトウェアの購入費等、研究の遂行に直接必要な経費を指す。

イ　間接経費

　　　　間接経費とは、研究実施機関の維持管理等に必要な経費であって、直接経費の20％を　　上限として支出することができる。

（４）直接経費の対象とならない経費

ア　他の財源（運営費交付金、補助金・助成金）により手当されている経費

※使途が明確に区分できる場合は、合算による支出を認める場合がある。

イ　施設の建設等に関する経費

ウ　机、椅子、複写機等研究実施機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

エ　機械・器具等で貸借した方が明らかに負担を抑えることが可能なものを購入するため　　の経費

オ　その他、研究目的に合致しない経費

※疑義がある場合はその都度確認すること

　（５）契約形態

　　　　委託契約

（６）委託料の精算

　　　　委託契約の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じ、精算を行う。

３　参加資格要件

　企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

（４）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

（７）研究代表者の資格要件

研究者代表者は、以下に掲げるいずれかの機関に所属していること。

ア　学校教育法に基づく大学及び高等専門学校並びに同附属試験研究機関等

イ　民間企業の研究開発部門、研究所等

ウ　研究開発法人、または研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法

人、公益社団法人及び公益財団法人

４　質問

　　本プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問票（様式１）を提出す　ること。

なお、電子メールの件名を「高品質抹茶摂取による機能性の医学的評価事業に関する質問」とすること。

（１）受付期限

　　　公募開始日から令和元年6月14日（金）午後5時必着

（２）質問方法

　　　持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより以下の研究所へ質問すること

　　　〒611-0022　京都府宇治市白川中ノ薗１

京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所　公募型プロポーザル担当

電話：0774-22-5577　　FAX：0774-22-5877

メールアドレス　ngc-chaken@pref.kyoto.lg.jp

（３）回答

　　　質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」　　　　　　　　　　　　　（http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html）に掲示し、個別には回答しない。

５　プロポーザルへの参加表明

　　本プロポーザルに参加する場合は、公募型プロポーザル参加表明書（様式２）を電子メー　ルにより提出すること。

（１）提出期限

　　　令和元年7月12日（金）まで（午後５時必着）

（２）提出先

　　　〒611-0022　京都府宇治市白川中ノ薗１

京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所　公募型プロポーザル担当

電話：0774-22-5577　　FAX：0774-22-5877

メールアドレス　ngc-chaken@pref.kyoto.lg.jp

６　応募書類

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式２）

イ　応募申請書（様式３）、研究提案書（様式４）

ウ　価格提案書（見積書）（様式５）

エ　京都府税の滞納がないことの証明

オ　消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から３ヶ月以内のもの。コピー可。

カ　共同研究による参加の場合

　　構成員名簿

キ　提案者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

　（ア）法人登記簿謄本（１部）※発行日から３ヶ月以内のもの。コピー可。

　（イ）法人定款

ク　提案者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

　（ア）団体の規約

　（イ）役員一覧

　※エ、オ、キ及びクについては、京都府競争入札参加資格名簿登載事業者を参加資格としている場合は不要

（２）企画提案書の作成方法

別紙「高品質抹茶摂取時の機能性の医学的評価業務」に係る仕様書のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載し　　　ないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ　提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

７　評価の方法

（１）評価基準

別紙「審査項目」のとおり

（２）評価方法

　　　企画提案書、価格提案書について審査項目に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を　　聴取した上で評価する。

（３）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、（２）の総合点についてそれぞれの研究課題内で比較し、研究課題①、③は得点上位の２提案、研究課題②については得点上位の１提案を候補者として選定する。

イ　アで選定した提案に加え、さらに予算の範囲内において、失格者を除く未選定の提案のうち得点の高いものから、最大８提案まで選定することとする。

ウ　同点の提案が複数の場合は、外部有識者の意見から順位づけを行う。

エ　ア、イ、ウに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（４）その他

　　　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

　　ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の金額が２（１）の委託上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

８　選定結果の通知・公表

　　候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌　営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表　するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

　　【公表事項】

　　　（１）候補者の名称、総合点及び選定理由

　　　（２）（１）以外の参加者の名称及び総合点

　　　（３）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

９　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度　　　調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）委託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならな　　い。ただし、京都府会計規則159条の第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金　　を免除する。

（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載し　　た辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１０　その他

（１）参加表明書の提出後に辞退する場合には、書面により届け出るものとする。

（２）企画提案書及び価格提案書については、研究課題ごとに1者につき2提案に限る。

（３）参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすること　　はできない。ただし、府から指示があった場合を除く。

（４）参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあ る。

（５）提出書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。

（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量　　法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（７）各研究課題において参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。